

幕別町マスコットキャラクター意匠等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幕別町の魅力をより効果的に発信するためのマスコットキャラクターについて、その名称や意匠（以下、「意匠等」という。）の適正な管理方法を定め、地域の活性化及び産業振興等に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 マスコットキャラクターの名称は、次の各号に定めるものとする。

- (1) パオくん 忠類地域で発掘されたナウマン象をモチーフとする。
- (2) クマゲラくん 幕別町発祥のパークゴルフのイメージキャラクターであるクマゲラをモチーフとする。

(意匠)

第3条 マスコットキャラクターの意匠は、別表に掲げるものとする。

(使用者の範囲)

第4条 意匠等の使用者の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 幕別町内に住所を有する個人
- (2) 幕別町内で活動する団体等
- (3) 幕別町内で事業を行う者
- (4) その他町長が認めるもの

(使用対象事業)

第5条 意匠等の使用は、幕別町の魅力の発信に資する事業で、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 行事やイベントの配付物等
- (2) インターネットや紙媒体等による情報発信等
- (3) 幕別町で事業を行う者が製造又は生産する地場産品等の販売
- (4) その他町長が認めるもの

(使用料)

第6条 意匠等の使用料は、無料とする。ただし、意匠等の使用に係る経費については、使用者の負担とする。

(使用申請)

第7条 意匠等を使用しようとする者は、幕別町マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）を町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 町長は、申請に基づきこれを審査し、適正と認めた場合は、幕別町マスコットキャラクター使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用期間)

第8条 使用期間は、1年を超えない期間とする。

2 前項の使用期間は、町長の許可を受けて更新することができる。

(遵守事項)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外の使用及びその使用について第三者に譲渡又は転貸し

てはならない。

- 2 使用者は、マスコットキャラクターのイメージを損なわないよう責任をもって使用しなければならない。
- 3 意匠等は、みだりに変更してはならない。ただし、軽微な変更について、町長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 意匠等の使用に関する責任は、全て使用者が負うものとする。

(使用取消)

第10条 前条に規定する遵守事項が守られていないと判断したときは、町長は使用の許可を取り消すことができるものとする。

(著作権)

第11条 マスコットキャラクターの著作権は、幕別町に帰属する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	意匠
パオくん（基本）	
パオくん（パークゴルフ）	
パオくん（夏祭り）	
パオくん（スキー）	
パオくん（運動会）	
パオくん（おまわりさん）	

<p>パオくん (農作業)</p>	
<p>パオくん (サンタクロース)</p>	
<p>パオくん (スピードスケート 2018)</p>	
<p>パオくん (スピードスケート)</p>	
<p>クマゲラくん ①</p>	
<p>クマゲラくん ②</p>	
<p>クマゲラくん ③</p>	

クマゲラくん ④



クマゲラくん ⑤



クマゲラくん ⑥

